

消費者保護の強化について (特定商取引法・割賦販売法など)

◆平成21年12月1日に、特定商取引法および割賦販売法が改正され、消費者保護の観点から、クーリング・オフのほかにも、次のような規制強化が図られています。

- ①「2か月以上後の1回払い、2回払い」もクレジット規制の対象となります。
- ②いわゆる過量販売・次々販売によって大量に商品等を購入してしまった場合でも、契約後1年間は解除できます。
- ③インターネット販売などの通信販売で返品特約が表示されていない場合、商品到着後8日間は、送料を購入者が負担した上で返品できます。

他にも重要な規制があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

●悪質商法の例

- | | |
|-------|---------|
| ①家庭訪問 | ②電話勧誘 |
| ③次々販売 | ④販売目的隠匿 |
| ⑤点検商法 | ⑥催眠商法 |
| ⑦無料商法 | ⑧当選商法 |
| ⑨二次被害 | ⑩過量販売 |

★その他

- ヤミ金融 ⇒ 裁判例では、“利息、元本も取り戻せる場合がある”
- 多重債務 ⇒ “返済のための借入はしない”
- 架空請求 ⇒ “請求元には絶対に連絡せずに、一切無視すること”
- オレオレ、還付金詐欺 ⇒ “ATM操作指示は詐欺だ”

行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類を作成する専門家です。

あなたの街の法律家



千葉県行政書士会

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

(千葉県教育会館 本館4階)

TEL 043-227-8009/FAX 043-225-8634

<http://www.chiba-gyosei.or.jp/>

中嶋行政書士事務所

〒277-0027 千葉県柏市あかね町11-20

TEL・FAX 04-7197-4726

URL: <http://www.37kaiketu.com>

E-Mail: mail@37kaiketu.com

契約と消費者保護



かしこい消費者の相談相手

あなたの街の法律家

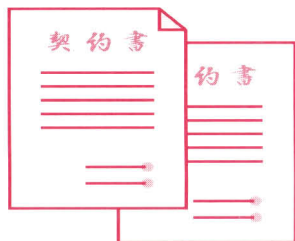


千葉県行政書士会

契約とは

- ◆契約とは、互いに対立する複数の意思表示（例えば、売りたい、買いたいという意思表示）の合致によって、成立する法律行為です。
- ◆民法は、典型契約（贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解）13種類を規定していますが、これに規定されない契約も少なくありません。
- ◆契約書の作成は当事者の意思を確定し、お互いの権利・義務を明確にしますので、トラブル発生を未然に防止することになります。

行政書士は、代理人として契約書を作成することができます。



内容証明郵便

- ◆内容証明は、いつ、どのような内容の文書を、だれが、だれに差し出したかを郵便局が証明する制度です。家賃の請求・貸金返還請求・契約解除・債権譲渡などをする場合に、証拠として残すために利用します。

内容証明の作成は行政書士にお任せください。

クーリング・オフ制度とは

【定義】クーリング・オフ（cooling-off）とは、一定の取引形態につき、所定の期間内であれば、何の理由も必要とせず、かつ、無条件に契約を解除することができる、という制度です。

契約解除とは、契約が有効に締結された後に、契約当事者の一方だけの意思表示によって、契約関係を遡及的に消滅させることをいいます。

- ◆「契約は守らねばならない」というのが原則ですが、以下のようにクーリング・オフという例外規定もあります。
- ①クーリング・オフは、店舗（事業所）以外での取引が対象です。自分から店へ出向いたり、広告を見て、自分から電話やインターネットで申し込む取引は、クーリング・オフできません。通信販売にもクーリング・オフの制度はありません。
- ②訪問販売や電話勧誘販売などにより取引を行う場合は、契約書等の書面を受領した日から8日以内に限り、消費者が一方的に無条件で契約を解除することができます。
※マルチ商法等連鎖販売取引や、内職商法等、業務提携誘引販売取引では、期間は20日となります。
- ③クーリング・オフによる契約の解除は、書面で通知することになっています。契約解除の書面を出した時点で有効となります。（業者に書面が到達した時点ではない）
- ④路上で呼び止められ、あるいは、電話等で呼び出され、営業所で契約した場合も、クーリング・オフが使えます。

- ⑤クーリング・オフは、一部のものを除いて、原則的に代金が3千円以上となる全ての商品・役務についてできます。権利については、法令によって指定されたものが対象となります。

くわしくは、行政書士にご相談ください。

クーリング・オフの方法

クーリング・オフは、ハガキ、封書でも可能ですが、その際には、ハガキは表裏のコピー、封書では通知文と、封書の表裏のコピーを残す必要があります。日付がポイントとなりますので、書留郵便が有効でしょう。

郵便局窓口で通信日付印を押印して返される受領書を保存しておくことが大切です。

また、最も確実なのは配達証明付き内容証明郵便とすることです。

内容証明書式サンプル

契約解除通知書
平成〇年〇月〇日付けで貴社
セールスマン〇氏と締結した
（商品名〇）の購入契約を本日
解除します。
つきましては、商品を引き取
り頂き、当方が支払った〇円を
直ちに返金くださいますようお
願い申し上げます。
平成〇年〇月〇日
千葉県〇市〇町〇番地
購入者氏名〇
千葉県〇市〇町〇番地
株式会社〇
代表取締役社長〇殿
印